

令和 2 年 第 7 回

土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和 2 年 7 月 13 日 (月) 午後 2 時

土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 30 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出に対する受理について

報告第 31 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

報告第 32 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理について

議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 37 号 農地改良協議に対する同意について

議案第 38 号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

3 番 川 村 剛 久 4 番 栗 原 敦 子 5 番 井 沢 清

7 番 大 関 義 雄 9 番 和 田 俊 一 10 番 高 橋 弘 一

※総会は、現に在任する委員（11名）の過半数が出席することで開催となります。

新型コロナウイルス感染症防止対策として、過半数となる6名が出席しました。

4 欠席委員

1 番 高 野 三 郎 2 番 戸 井 要 雄 8 番 宮 下 茂 司

11 番 大 塚 典 夫 12 番 岩 瀬 守

議 長	<p>只今、出席委員は6名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和2年第7回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。1番 高野委員，2番 戸井委員，8番 宮下委員，11番 大塚委員，12番 岩瀬委員，以上，5名の方が欠席となります。</p> <p>次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，3番 川村委員，4番 栗原委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきます。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第29号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第29号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第30号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第30号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第30号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第31号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届</p>

	出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第31号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第31号については原案通り承認します。 次に報告第32号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第32号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第32号については原案通り承認します。 次に報告第33号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第33号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第33号については原案通り承認します。 次に議案に入ります。 議案第35号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。5番 井沢委員から説明をお願いします。
井沢委員	5番 井沢です。議案第35号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を説明いたします。去る7月6日、川村委員、栗原委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 1,374 m ² 、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定は野菜です。譲渡事由は耕作出来ないため、贈与による所有権移転です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田畑3筆 1,572 m ² 、譲受事由は譲渡人の要望により、作付予定は水稲と野菜です。譲渡事由は耕作出来ないため、売買による所有権移転です。3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 1,533 m ² 、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定は

	<p>そばです。譲渡事由は譲受人の要望により、売買による所有権移転です。4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆966㎡、譲渡事由は自宅に隣接し耕作に便利のため取得する、作付予定は粟です。譲渡事由は譲受人の要望により、売買による所有権移転です。5番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田3筆5,123㎡、譲渡事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はレンコンです。譲渡事由は耕作出来ないため、売買による所有権移転です。6番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田2筆3,498㎡、譲渡事由は農業経営規模拡大のため、作付予定は水稻です。譲渡事由は農地中間管理機構の特例事業の用に供するため、売買による所有権移転です。7番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆2,436㎡、譲渡事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はレンコンです。譲渡事由は農地中間管理機構の特例事業の用に供するため、売買による所有権移転です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、井沢委員から説明がありました。この件につきまして、今回欠席委員である高野委員より、書面審査の結果、2番から7番のそれぞれの売買価格を教えてくださいとありましたので、よろしく願います。</p>
事 務 局	<p>2番は総額18万円、3番は10aあたり195万円、4番は10aあたり200万円、5番は総額100万円、6番は10aあたり8万6千円、7番は10aあたり23万円です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。そのほか質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第35号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。3番 川村委員から説明をお願いします。</p>
川 村 委 員	<p>3番 川村です。議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る7月6日、栗原委員、井沢委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>申請人、申請地は議案書記載のとおりです。現況は田3,272㎡、転用目的は湿田解消のため、一時転用期間は令和2年7月14日～令和3年7月13日まで、作付予定はぎんなんと粟です。客土は阿見町内から搬入される予定です。調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、川村委員から説明がありました。質問ですが、申請人の所有地は耕作していますか。</p>

事務局	確認したところ、畑には粟や柑橘類の苗が植えられており、田には水稻が作付けされておりました。
議長	ありがとうございました。そのほか、質問ございますか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。 次に議案第37号「農地改良協議に対する同意について」を上程いたします。4番 栗原委員から説明をお願いします。
栗原委員	4番 栗原です。議案第37号「農地改良協議に対する同意について」を説明いたします。1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。畑の一部789.46㎡に平均50cm盛土をし、湿田解消予定です。期間は令和2年8月1日から同年9月30日までで、予定作物は粟です。2番、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆の一部2,019.73㎡に平均50cm盛土をし、湿田解消予定です。期間は令和2年8月1日から同年9月30日までで、予定作物は粟です。土砂発生源はつくば市内の山林であり、現地を確認したところ、作付けには問題ないと思います。調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、栗原委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第37号「農地改良協議に対する同意について」は同意することに決めます。 次に議案第38号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。1番から7番までを事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第38号「農用地利用集積計画について」の1番から7番までをご説明いたします。7件すべてが新規設定です。5番の耕作者は、久松農園から独立した方です。借りる場所はビニールハウスが8棟建っている農地になります。詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問等ございませんか (異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしということで、議案第38号1番から7番については原案通り決めます。</p> <p>次の8番については、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に井沢委員が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。</p> <p>(井沢委員一時退席)</p>
議 長 事 務 局	<p>それでは、議案第38号の8番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>8番を説明いたします。8番は、中間管理機構を通しての利用権設定になります。中間管理機構で事務手続きを簡素化できる申込方法を始めましたので、配分計画が省略されております。この集積計画で、貸し手から中間管理機構、中間管理機構から借り手に利用権を設定します。詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第38号の8番は原案通り決めます。</p> <p>井沢委員の入室確認をお願いします。</p> <p>(井沢委員入室確認)</p>
議 長 事 務 局	<p>それでは、議案第38号の9番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>9番を説明いたします。9番も8番と同様に、中間管理機構を通しての利用権設定になります。</p> <p>9番の耕作者は市内での耕作面積は0ですが、市外では利用権・中間管理で約30町歩耕作しています。詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第38号の9番は原案通り決めます。</p> <p>以上で令和2年第7回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議あり</p>

	がとうございました。
--	------------

令和2年7月13日

議 長

署名人

3 番

4 番